

令和 7 年 7 月 1 日（火）  
午前 8 時 45 分～ 9 時 30 分  
庁議室

## 令和 7 年度 第 7 回庁議次第

### 議題

#### ○ 報告事項

- ① 令和 7 年度事務技術職の係長職昇任試験の実施について

（職員課）

#### ○ その他

事 務 連 絡

令和7年7月1日

各所属長 殿

総務部長 宮 本 学

## 令和7年度事務技術職の係長職昇任試験の実施について

このことについて、下記のとおり事務技術職の係長職昇任試験を実施します。つきましては、貴所属職員に周知されますとともに、勤務の割り振り等に特段のご配慮をお願いします。

詳細については、別添の実施要領をご覧ください。

### 記

#### 1 受験資格及び受験資格の適用外

別添『令和7年度国分寺市事務技術職の係長職昇任試験実施要領』を参照のこと。

#### 2 試験内容

##### <短期試験>

|                |                                                             |
|----------------|-------------------------------------------------------------|
| 試 験 日          | 令和7年9月6日（土） 午前8時50分集合（予定）                                   |
| 試 験 会 場        | 国分寺市役所 3階 会議室 302 イチゴ（予定）                                   |
| 試 験 科 目        | 面接試験及び論文試験                                                  |
| 論 文 試 験<br>内 容 | 試験時間 90 分、字数 1,200 字以内。辞書等の持ち込みは不可<br>論文試験のテーマについては、当日会場で公表 |

【令和 6 年度出題】

①市民の期待や社会情勢の変化に応え、市民サービスのさらなる向上を図るため、あなたが係長職として取り組みたいことをこれまでの職務経験に基づいて述べてください。

②係長職の役割として、部下職員のメンタルヘルス対策がありますが、職場内でメンタルヘルス不調の職員が生じないようにするため、あなたが係長職として取り組みたいことを述べてください。

【令和 5 年度出題】

① これまでの職務経験における取組と成果（直面した困難と克服策等）を具体的に述べてください。その際、(1)論理的思考力、(2)企画立案能力、(3)対人折衝・調整能力をそれぞれ発揮したものを取り上げ、客観的な事実を明確にしてください。また、それらをどのように係長職の業務に活かせるかについて、合わせて述べてください。

② 係長の役割には、(1)業務遂行・管理における役割、(2)教育・指導者としての役割、(3)プレイヤーとしての役割があると言われていますが、それぞれ具体的にどのような行動が求められていると思うか、考えを述べてください。また、それらのうちあなたが得意とすることと苦手とすることについて、昇任後、それぞれどのようにしていきたいのか、合わせて述べてください。

【令和 4 年度出題】

① ワーク・ライフ・バランスのとれた職場づくりについて、あなたは係長としてどのように取り組むべきか、あなたの考えを述べなさい。

② 職場において、若手職員の意欲を引き出し、市政を担う人材を早期に育成していくために、係長としてどのように取り組むべきか、あなたの考えを述べなさい。

【令和 3 年度出題】

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | <p>① 係長職には「マネジメント力」が求められているといわれています。そこで、次の2点について、あなたの考えを論じなさい。</p> <p>1) 「マネジメント」とは何か</p> <p>2) 何故「マネジメント力」が係長職に求められるのか</p> <p>② 複雑多様化する行政課題に対して、係長職としてどのように取り組むべきか、また、あなたの能力はどのように活かすことができると思うのか、考えを論じなさい。</p> <p>【令和2年度出題】</p> <p>① 職場において、リーダーシップを発揮して業務を進めるために、係長職としてどのように取り組むべきか、あなたの考えを論じなさい。</p> <p>② ワーク・ライフ・バランスのとれた職場づくりについて、係長職としてどのように取り組むべきか、あなたの考えを論じなさい。</p> |
| 面接試験<br>内 容           | 係長職としての判断力、指導力、積極性、責任感等について面接する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 配 点<br>及 び<br>合 格 基 準 | <p>論文試験 40点／面接試験 100点／その他の評定 60点</p> <p>合格基準 各試験で6割程度以上</p> <p>ただし、不合格者のうち、論文試験の合格者については、次回の論文試験を免除する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  |

### <長期試験>

|             |                                  |
|-------------|----------------------------------|
| 試 験 日       | 令和7年9月6日（土） 午前10時30分集合（予定）       |
| 試 験 会 場     | 国分寺市役所 3階 会議室 302 イチゴ（予定）        |
| 試 験 科 目     | 面接試験                             |
| 面接試験<br>内 容 | 係長職としての判断力、指導力、積極性、責任感等について面接する。 |

|              |                                         |
|--------------|-----------------------------------------|
| 配点及び<br>合格基準 | 面接試験 140点／その他の評定 60点<br>合格基準 各試験で6割程度以上 |
|--------------|-----------------------------------------|

### 3 申込手続

|      |                                                                                                          |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 方 法  | 別添「令和7年度事務技術職係長職昇任試験 申込書兼受験票」に必要事項を記入し、人事係（組織）に原則庁内メールで提出すること                                            |
| 申込期間 | <u>令和7年7月1日（火）から令和7年8月29日（金）午後5時まで（厳守）</u>                                                               |
| 受験票  | 受付後、「令和7年度事務技術職係長職昇任試験 申込書兼受験票」を交付しますので、受験時に持参してください。<br>受験票は、令和7年9月2日（火）から令和7年9月5日（金）までの期間に庁内メールで交付します。 |

### 4 結果通知等

- (1) 可否にかかわらず、令和7年9月26日（金）までに受験者全員に文書で通知します。
- (2) 不合格となった受験者で成績通知を希望される方には、昇任試験の得点（論文試験、面接試験及びその他の評定別）及び順位をお知らせします。
- (3) 昇任試験に合格した方は、昇任候補者名簿に登載し、所属及び氏名を庁議にて公表します。
- (4) 昇任者の決定は、昇任候補者名簿登載者の中から適材適所の配属を考慮した上で高点順に選択して実施します。昇任者の発表については、人事異動内示通知により行います。

問い合わせ：総務部職員課人事係 北村  
(内線4101／外線042-312-8686)

# 令和7年度事務技術職係長職昇任試験 申込書兼受験票

基準日： 令和8年3月31日

|                |                    |      |  |
|----------------|--------------------|------|--|
| 受験番号           |                    | 受験区分 |  |
| 職員番号           |                    | 氏 名  |  |
| 生年月日           |                    |      |  |
| 年 齢            | 満 歳 【令和8年3月31日現在】  |      |  |
| 所 属            |                    |      |  |
| 主 任 職<br>昇 任 日 |                    |      |  |
| 主 任 職<br>年 数   | 年 か月 【令和8年3月31日現在】 |      |  |
| 成績通知           |                    |      |  |

※太枠線内を入力または選択すること

## 【短期受験者対象】

|                   |                                                       |
|-------------------|-------------------------------------------------------|
| 論文試験<br>・<br>面接試験 | 集合日時：令和7年9月6日（土） 午前8時50分<br>集合場所：国分寺市役所 3階 会議室302 イチゴ |
|                   | 持 ち 物：申込書兼受験票、筆記用具                                    |

## 【長期受験者対象】

|      |                                                        |
|------|--------------------------------------------------------|
| 面接試験 | 集合日時：令和7年9月6日（土） 午前10時30分<br>集合場所：国分寺市役所 3階 会議室302 イチゴ |
|      | 持 ち 物：申込書兼受験票                                          |

- 提出方法：人事係（組織）にメール送信
- 提出期限：令和7年8月29日（金） 午後5時まで（厳守）

|       |
|-------|
| 受 付 日 |
|       |

令和7年6月19日

市長決裁

## 令和7年度国分寺市事務技術職の係長職昇任試験実施要領

### （目的）

第1 この要領は、職員の職務名等に関する規則（昭和49年規則第27号）第2条（職種及び職種名）に規定する事務技術職の職員を国分寺市組織規則（昭和48年規則第21号）第5条（職の設置）に規定する係長職に昇任させるに際して行う昇任試験について、必要な事項を定めるものとする。

### （試験の対象となる職）

第2 国分寺市組織規則の規定による係長の職とする。

### （受験資格）

第3 昇任試験の受験資格者は、令和7年度において、事務技術職の主任職にある職員であり、次の各号の試験の区分に応じ当該各号に定める年齢である者とする。

- （1）短期試験 令和7年度末において、主任職としての在職歴が5年以上あり、かつ、満50歳未満の者
- （2）長期試験 令和7年度末において、主任職としての在職歴が5年以上あり、かつ、満50歳以上の者

### （受験資格の適用外）

第4 第3の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、昇任試験を受けることができない。なお、基準日は令和7年6月30日現在とする。

- （1）基準日現在休職を命ぜられている者
- （2）基準日の属する年度に退職する者
- （3）他団体からの派遣職員等、市長が受験の必要を認めない者

### （試験の実施）

第5 昇任試験の実施については、必要に応じて市長が定める。

### （試験日等の通知）

第6 市長は、昇任試験の日程、受付期間、試験の内容等について、当該試験

のおおむね2月前に公表するものとする。

(受験手続等)

第7 昇任試験を受けようとする職員(以下「受験者」という。)は、受付期間内に係長職昇任試験申込兼受験票に必要事項を記入し、職員課人事係に文書により提出しなければならない。

2 職員課は、前号の規定により受験票の提出があった職員に日時を指定して受験票を交付するものとする。

(試験の内容)

第8 昇任試験の内容は、次の各号の試験区分に応じ当該各号に定めるものとする。

(1) 短期試験 論文試験 面接試験 その他評定

(2) 長期試験 面接試験 その他評定

2 前項の規定にかかわらず、前回の昇任試験(短期試験に限る。)の不合格者のうち論文試験の合格者については、次回の論文試験を免除することができる。

(試験の方法)

第9 昇任試験の方法は次のとおりとし、これらの結果を総合して合否を決定するものとする。

(1) 論文試験は、出題された課題について、90分以内に1,200字以内の論文を作成すること。

(2) 面接試験は、係長職としての判断力、指導力、積極性、責任感等についての内容の口頭試問とすること。

(3) その他の評定は、試験実施年度の直近3年度の人事考課の結果その他の勤務実績をふまえて評価すること。

(採点配分)

第10 昇任試験の採点合計は、200点とし、その配分は、次の各号の試験区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 短期試験

ア 論文試験 40点

イ 面接試験 100点

ウ その他評定 60 点

(2) 長期試験

ア 面接試験 140 点

イ その他評定 60 点

(合格点)

第 11 合格基準は、第 10 に規定する採点配分の各々 6 割を目途とする。

(結果通知等)

第 12 市長は、昇任試験に係る合否の決定をしたときは、次の措置をとるものとする。

(1) 合格した受験者については文書で通知するほか、成績通知を希望する受験者が不合格になったとき、得点（論文試験、面接試験及びその他の評定別）及び順位を通知すること。

(2) 昇任試験に合格した者は、係長職昇任候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載し、庁議で発表すること。

(3) 昇任試験に合格した者に対しては、係長職として必要とされる資質の向上を図るための研修等を実施すること。

(4) 昇任試験の不合格者に対しては、個別に面談させるなど当該受験者に必要とされる知識や能力等について助言及び指導を行うこと。

(昇任後の配属)

第 13 昇任後の配属は、候補者名簿登載者の中から当該名簿登載者の適性を考慮し、また、事前に聴取した配属についての本人希望を勘案し、適材適所の配置に努めるものとする。

2 昇任者の発表は、人事異動内示により行うものとする。

(その他)

第 14 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、市長決裁の日から施行する。